

令和 5 年度

定期監査（工事）報告書

（仮称）子ども包括支援センター建設工事

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 7 6 号
令和6年(2024年)1月17日

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

令和5年度定期監査（工事）の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（工事）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和5年度定期監査(工事)報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

(仮称)子ども包括支援センター建設工事

3 監査の対象部課

子ども部 子育て課(施設所管課)

子ども部 子ども家庭支援センター(事業所管課)

総務部 建築営繕課(工事所管課)

総務部 総務課(契約所管課)

4 監査の期間

令和5年8月29日～令和5年11月30日

5 実地調査日

令和5年10月18日

6 監査の着眼点及び実施内容

この監査は、契約事務、工事の設計及び施工等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、主管部課等から関係資料の提出と説明を求め、書類審査、質問調査及び現場調査等、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、工事に係る技術調査については、「一般社団法人東京技術士会」と業務委託契約を締結し、協力を得て実施した。

本監査は、日野市監査基準に準拠し実施した。

第2 工事の概要等

1 工事名

(仮称) 子ども包括支援センター建設工事

2 工事場所

日野市神明一丁目13番地の2

3 工事の期間

令和4年6月6日～令和6年1月31日

4 建設工事・契約金額

(1) 建築工事

工事の施工 眞生・長田建設共同企業体

契約金額 703,802,000円

(2) 電気設備工事

工事の施工 濱坂電機株式会社

契約金額 156,563,000円

(3) 換気空気調和設備工事

工事の施工 株式会社 秋間ボーリング商会

契約金額 133,518,000円

(4) 給排水衛生設備工事

工事の施工 株式会社 大塚設備

契約金額 80,194,400円

(5) 太陽光発電設備工事

工事の施工 株式会社 高木電設

契約金額 19,635,000円

5 工事監理業務委託・契約金額

工事監理 株式会社 徳岡設計

契約金額 18,733,000円

6 設計業務委託・契約金額

設計業務 株式会社 徳岡設計

契約金額 46,510,750円

7 工事の進捗率 (令和5年9月末現在)

(1) 建築工事 74%

(2) 電気設備工事 35%

(3) 換気空気調和設備工事 70%

(4) 給排水衛生設備工事 52%

(5) 太陽光発電設備工事 60%

8 工事概要

敷地面積： 1,299.99 m²

建築面積： 862.24 m²
延床面積： 2,296.94 m²
構 造： 鉄骨造
規 模： 地上3階建て
施設概要：

- 1階：キッズコーナー、カフェスペース、子育て課執務スペース、保育課執務スペース、授乳室、バリアフリースイレ
- 2階：子ども家庭支援センター執務スペース、相談室、職員更衣室、職員休憩室、ミーティングルーム、テラス、書庫、授乳室バリアフリースイレ
- 3階：子育てひろば、中高生世代スペース、多目的室、書庫、防災倉庫、授乳室、バリアフリースイレ

屋上：ソーラーパネル（太陽光発電用）、非常用発電機

駐車場：10台

第3 監査結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、技術的観点を踏まえた所見は、以下に述べるとおりである。

1 総合所見

本件工事の実施にあたって、令和元年6月に「(仮称)子ども包括支援センター設置に向けた基本方針」を、令和2年8月に「(仮称)子ども包括支援センター基本計画」を策定した。基本計画の策定にあたっては令和2年7月30日開催の令和2年度第1回日野市子ども・子育て支援会議における審議を経ている。また、日野市ホームページでも公開し、広く市民に周知をした。

施設の目的は「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」として設置するものである。事業概要は母子保健法及び児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の整備がそれぞれ規定され、国の方針として、市町村では、両者を同一の機関が一体的に運営することが望ましいと示されたため、その方針に沿った施設とするものである。

計画の重点事項は、子ども家庭支援センター及び本庁からの子ども部の移転、子育て支援手続きのワンストップ化、母子保健と児童福祉の一体化、新規子育てひろばの開設、中高生世代の居場所の新規開設、子どもなんでも相談の新規実施である。

また、災害時は、母子等の災害弱者への対応もできる福祉避難所としての機

能を有した施設となっている。

本件工事は、安定した品質と機能を得るために妥当な価格で実施にされているが、資材高騰や地下埋設物の除去などにより、工事契約額の増加及び工期の延長が図られたが、これらは、やむを得ない理由によるものと認める。

2 個別所見

(1) 計 画

(仮称) 子ども包括支援センター建設工事は、母子保健法及び児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の整備がそれぞれ規定され、国の方針として、市町村では、両者を同一の機関が一体的に運営することが望ましいと示されたため、その方針に沿った施設計画が行われた。

(2) 設 計

① 建築設計

(仮称) 子ども包括支援センターに設ける諸室は、第2の8「工事概要」に記載したとおりである。

② 構造設計

地上3階建て鉄骨造となっている。

耐震安全性については、東京都財務局「構造設計指針・同解説」に準拠し、公共建築物に求められる耐震安全性を確保している。非構造部については、不特定多数の利用する施設として分類Bの性能を目標として設計している。

基礎は、1.1m以深からN値50を超える地盤となっているため、確実に支持層から建物を支持できるよう杭基礎を選定している。杭工法選定にあたり、性能やコスト、現場での振動や産業廃棄物の発生の低減等を比較し、総合評価の高い既成コンクリート杭を採用している。浅い層は支持力が低いが、「建築基礎構造設計指針」の液状化判定対象外の土層であるため、液状化に対する特段の対応は行っていない。

(3) 積 算

実施設計時の見積書については、東京都の基準単価等を利用していることから、積算プロセスはルールに則り行われていると判断した。また、材料単価に基準や物価版にないものは、同種同等の材料の取り扱いのあるメーカーに対し見積り依頼を行い、比較対象として原則3社の見積もりを徴取している。

発注者として見積費用の妥当性は、営繕工事積算チェックマニュアルを用い、積算担当及び設計者のチェックが行われたものに対して確認を行っており、適正に積算したものと判断する。

(4) 入札・契約

実施設計については、プロポーザル方式による審査が行われたうえで業者が選定された。工事監理については特命随意契約により設計業者と同一の業者に決定されている。

工事監理を実施設計と同一の業者に決定したことで、設計主旨、設計情報の共有がスムーズに行われ、設計で要求される性能、品質を施工品質に反映させる監視役として、中立性を確保させつつ、合理的な手段を採用していると判断する。

施工業者の選定については、JV方式による制限付き一般競争入札により建築工事契約がなされた。また、建設工事を除く4工事が総合評価方式による制限付一般競争入札で契約がなされ、適正な入札・契約が行われたと判断する。なお、JV案件は総合評価対象外である。

(5) 施工

① 施工計画・工程管理

実地調査時点の進捗率は予定進捗及び実施進捗ともにおよそ74%程度である。地下埋設物の除去で工期変更が行われ、変更後の工期である1月31日完了に向けて、検査日程も含め工程の調整が済んでいる。

定例会議は、定例全体会・分科会ともに基本的に毎週木曜日に開催され、これらの会議の議事録の確認をした。

施工計画書の作成及び整備状況については、総合施工計画書を作成し、個別工事についても各工種着手前に工事監理者へ提出され、承諾を得ている。施工計画書の主要な記載事項については、施工目的、適用図書、工事概要、工期、施工管理体制、施工要領、安全管理を記載し、設計図書等と整合した記載がされていることを確認した。

② 安全管理

安全関係の申請、届出状況、安全管理組織表、緊急時の安全管理や連絡体制、安全衛生に関する関係者協議、工事関係者の安全教育や指導、保有資格、工事現場の点検・巡回状況を資料から確認した。

労働災害の発生を報告書で確認した。内容は、電気設備工事において、梱包解体作業の際、カッターで手を切創した軽微な労働災害であった。軽微な労働災害ではあるが、事故の共有が他施工業者に行われた記録を確認することができなかった。

労働災害の発生をなくすために、原因を分析し、再発防止対策を検討し、記録を残し、現場内の他施工業者を含む作業員へ周知することを提言する。

③ 品質管理

工事記録（日報、月報、工事打合せ簿、工種別施工管理記録等）及び

工事記録写真にて、各工事の施工計画書に基づき品質管理を行っていることを確認した。品質確認のための各種検査、材料試験等は、工事監理者及び監督員の立会による確認が行われ、必要な試験は仕様書に基づき実施され、試験結果を保管していることを確認した。

(6) その他

① 災害時の機能

本件施設は常時の子ども包括支援拠点としてだけでなく、災害時には、乳児や妊産婦の方が避難できる福祉避難所として計画されている。災害時に備える機能として、避難者受け入れ可能な多目的室、非常用の発電設備、太陽光発電による蓄電、マンホールトイレなどを整備している。福祉避難所として計画されていることは推奨に値する。

② テラスのコンクリート手すりの見栄え

テラスのコンクリート手すりに縦方向のひび割れ補修跡が複数確認された。設計的要因なのか、施工不良なのか、原因を解明して、適切な対処及び再発防止策を施すことを提言する。

③ シックハウス対策等について

本件施設は、乳児幼児、児童を対象とした施設であり、有害化学物質の発散速度が極めて低い材料、F☆☆☆☆マーク（国土交通省告示やJIS等により、ホルムアルデヒドの発散速度が極めて低い材料であることを示すマーク）が記載されている建材を使用して工事が行われた。

また、竣工5日前を目途に各階の主要スペースで、有害化学物質の発散調査を実施することを確認した。

④ 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル、グリーン調達等環境に配慮した事項

多摩産材を採用し地産地消を促進している。太陽光発電パネルやLED照明を採用し、ランニングコスト低減に努めている。

⑤ 将来の維持管理の容易さやメンテナンスについて配慮した事項

複雑なプランは避け、機械設備等を屋上に集約しメンテナンス管理がしやすい設計としている。

その反面、3階から屋上への動線は急峻狭隘な階段のみとなっている。非常用発電機の燃料貯蔵タンクが屋上に設置されているため、燃料の給油の搬入の際は、人力で運搬しなければならず、搬入の頻度は少ないとは言え、効率性や合理性の面から、屋上に設置したことへの疑義が生じる。

むすび

本工事については、当初、令和4年11月末の竣工を予定していたが、入札

不調により、新たに令和4年3月議会で補正予算を計上しての工事契約となった。また、資材高騰等の影響による契約変更により、竣工日を令和5年10月末としたが、その後、地下埋設物の発見、除去により、再度、契約変更を行い、竣工日を令和6年1月末に延長している。社会情勢や不測の事態を踏まえると、発注時期や工期設定は、妥当であると認める。

監査時点における書類審査及び現場調査の結果は概ね良好であり、工事に関しても適正に管理運営がなされていた。施設の目的は「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」として、これまで市役所本庁舎にあった子ども部の2課が移転し、市役所外にあった子ども家庭支援センターが移転する。

施設における業務・事業は、子育て支援手続きのワンストップ化、母子保健と児童福祉の一体化、新規子育てひろばの開設、新規中高生世代の居場所の開設、新規子どもなんでも相談の実施である。これらの中には、既に実施している事業も多くあるが、「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」として、子育て関連部署が集約されたことで、市民の福祉の向上がこれまで以上に図られることを期待する。